

## 協力医療機関として診療に関する協定書

医療法人社団 永生会 南多摩病院（以下「甲」という）と社会福祉法人多摩養育園 特別養護老人ホーム桜の里（以下「乙」という）は、乙の入所者の診療に関し、甲を協力医療機関として下記の通り契約を締結する。

### （診療の委託）

第1条 乙は、入所者が診療を必要とする場合の協力について、甲に次の業務を委託するものとする。尚、乙は入所者を甲に受診させる場合、甲の通常業務に支障なきよう配慮し、且つ診療に関する情報を文書により提供する。

### （診療の受諾）

第2条 甲は、乙の入所者という特殊な事情を理解し、乙より診療の協力依頼があった場合は、日常業務に支障がない限り、出来るだけこれに協力する。

### （診療の費用）

第3条 甲の診療業務にかかる費用について、通常の医療保険の取り扱いに基づき処理されるものとするが、乙は常に甲と連絡を取り、この点で問題が生じないよう協力体制を整備する。

### （報酬）

第4条 契約料は発生しない。但し、診察・入院・治療にかかる費用は、別途支払うこととする。

### （退院調整）

第5条 甲に入院した後に、症状が軽快し、退院可能となった場合、乙は速やかに患者が再入所させることができるように協力することとする。

### （契約期間）

第6条 本契約の更新は、期間満了の1ヵ月前までに甲・乙双方いずれから意思表示が無い場合は、更に1ヵ年自動的に更新するものとし、以降も同様とする。


### （その他）

- 第7条
1. 本契約の定めのない事項、又は本契約に関する疑義、若しくは、本契約内容の改訂の必要が生じた場合は、甲・乙双方いずれも誠意を持って、その都度協議の上取り決めるものとする。
  2. 締結後、甲・乙共に各ホームページのURLを掲示するものとする。

本契約の成立の証として、契約書2通作成し、記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年4月1日

医療法人社団 永生会  
南多摩病院  
甲 〒183-0942 八王子市棚田町583-15  
病院長 益子 邦



乙 東京都八王子市犬目町 560 番地 1  
社会福祉法人多摩養育園  
理事長 足利 正哲

